

No. 3
近畿地方整備局
事業評価監視委員会
平成30年度第1回

国土交通省所管公共事業の
事業評価実施要領
の改定について

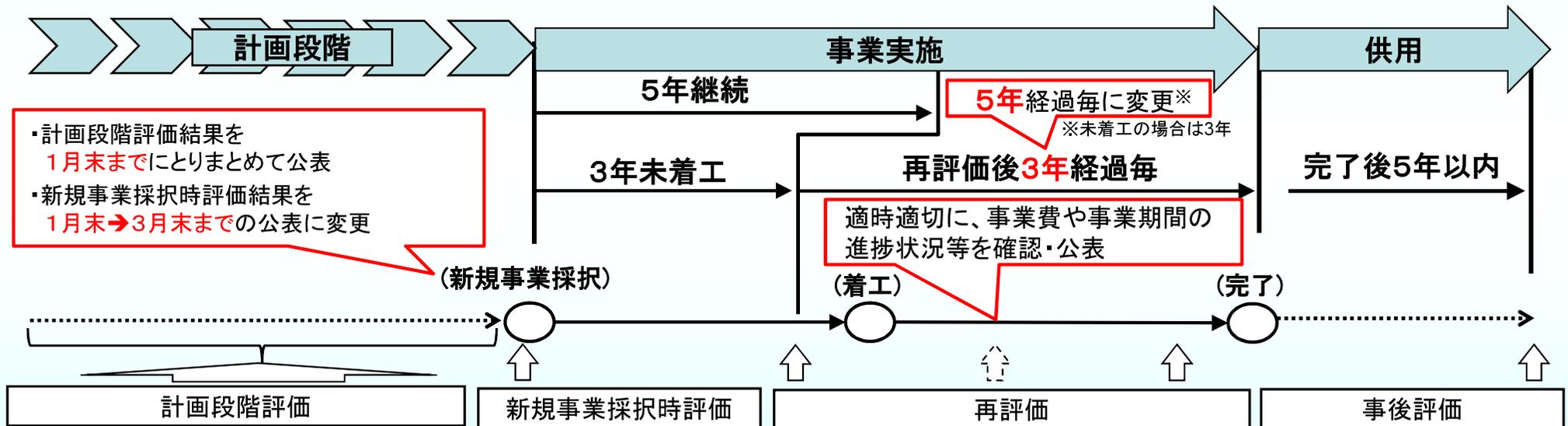
実施要領の改定について

国土交通省所管**公共事業の事業評価に関する事業評価の充実**を図るため、以下の改定を行う。

- 再評価内容の充実を図るため、事業進捗状況について、“On time, On budget”（事業期間通り、事業費通り）の観点から**適時適切に確認**するとともに、特に、**大きな変更が生じる事業については再評価の実施間隔に拘わらず、その確認と改善について事業評価監視委員会において十分な時間を掛け審議し、公表するものとする。**一方、**大きな変更のない事業に関する再評価の間隔は5年※を基本とする。**
- 計画段階評価結果等については1月末日途に改めてとりまとめ公表**することとし、**新規事業採択事業評価については、原則として次年度の予算の実施計画がとりまとまる3月末**までに公表**する。

※：行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令323号）に基づく再評価の期間は、未着手のものにあつては事業着手後5年、事業中のものにあつては未着手の場合の期間（5年）に加えること5年となっている。

**：予算成立の状況により異なる。



【計画段階評価】

平成24年度～

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの

【新規事業採択時評価】

平成10年度～

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

平成10年度～

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

平成15年度～

事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

参 考

公共事業評価手法研究委員会 中間とりまとめのポイント (抜粋)

再 評 価

①事業進捗確認の徹底

- ・ 都道府県等への事業計画通知の取り組みなど関係機関への情報共有を徹底するとともに、事業期間や事業費等の進捗状況(On Time, On Budget)を適切なタイミングで確認し、適宜公表

②再評価資料の簡明化

- ・ 事業進捗等に大きな変更がない事業については、事業進捗確認の資料を活用するなどの簡明化を図る

③再評価実施間隔の見直し

- ・ 事業進捗等に大きな変更がない事業については、再評価の実施間隔を5年を基本とし、適宜検証

費用対効果分析実施判定票

年度：平成29年度

事業名：九頭竜川総合水系環境整備事業

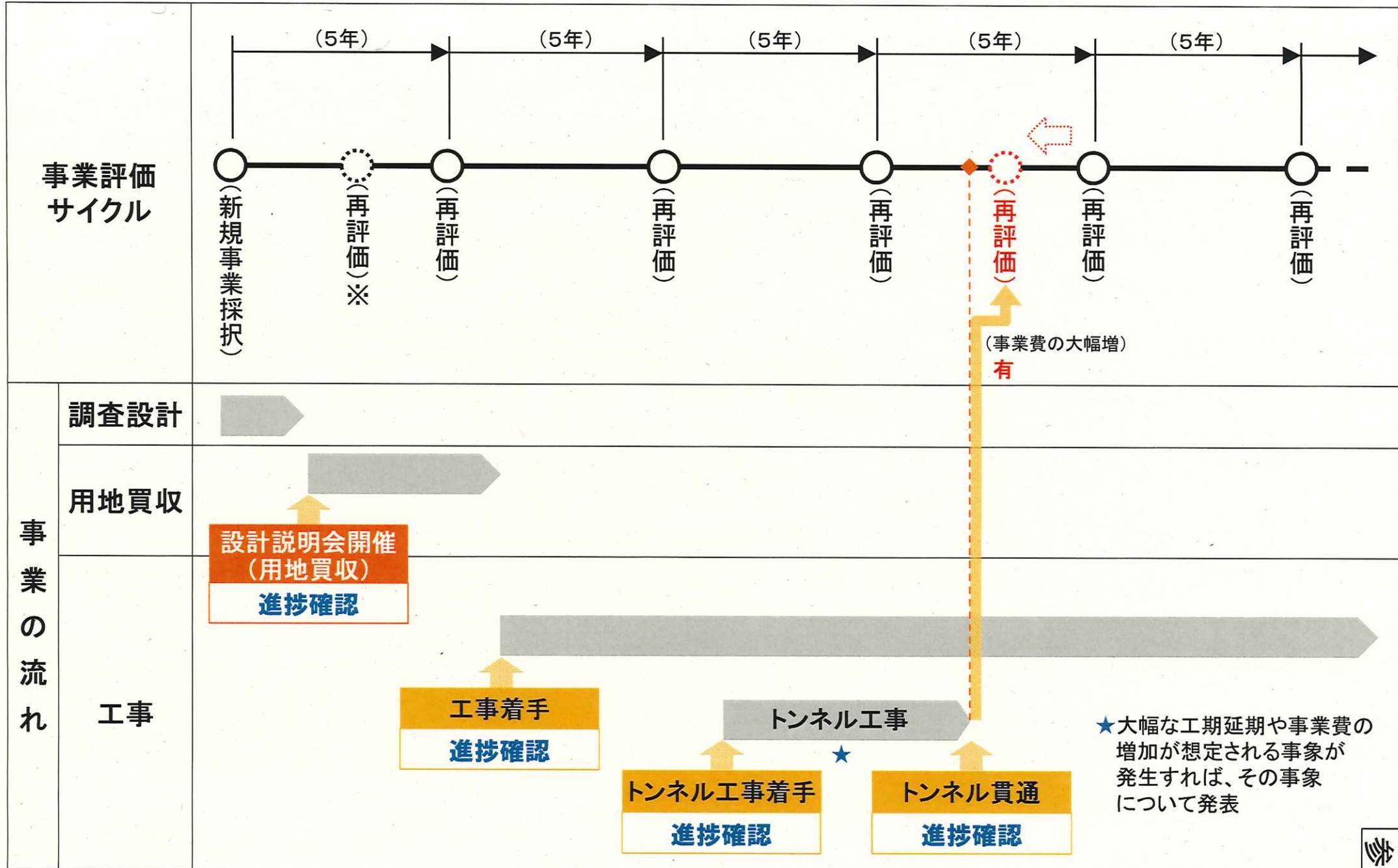
担当課：河川環境課

担当課長名：中川 靖志

参考

項目	判定		チェック欄	
	判断根拠			
事業目的				
事業目的に変更がない	事業目的に変更がない		■	
事業を巡る社会経済情勢等の変化				
事業の効果や必要性、周辺環境等に変更がない	地元情勢等の変更がない		■	
前回評価からの事業費・事業期間の増加				
			増加無し	10%以内増加
事業費の増加	事業費の増加無し(約27%増)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
事業期間の増加	事業期間の延長無し		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前回評価からの費用対効果分析に関する影響要因の変化等				
費用便益分析マニュアルに変更がない	B/Cの算定方法に変更がない		■	
需要量の変更(需要量等の減少が10%以内)	需要量等の減少が10%以内		■	
下記のうち、一方もしくは両方を満たしている ・事業費に比して費用対効果分析に要する費用が大きい (直近3箇年の事業費の平均に対する分析費用1%以上) ・前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている	■直近3箇年の事業費の平均に対する分析費用割合:約3% ■前回評価時の感度分析における下位ケース値:1.74		■	
前回評価で資料の作成を省略していない			■	
前回評価で費用対効果分析を省略していない			■	
その他の事由(重点的な評価が必要な特別な事由)			-	
以上より、審議区分： 重点 資料： 作成 費用対効果分析： 実施 とする。				

道路事業・街路事業の事業進捗確認のイメージ



※3年未着工の場合は、3年目に再評価

事業の節目の例